

議案番号	件 名							
提案課名	内 容							
報告第4号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定)							
消 防 本 部	【関係法令】 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令							
	【改正趣旨】 損害補償基礎額の加算対象及び加算額を変更するとした非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成29年3月29日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要が生じたため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。							
	【改正内容】							
	条例における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
	区 分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
	平成28年度以前	加算額	433円	217円	217円			
		配偶者がいない場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る)	—	367円	367円			
	平成29年度	加算額	333円	267円	217円			
		配偶者がいない場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る)	—	333円	—			
		配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る)	—	—	300円			
【施行期日】 平成29年4月1日								